

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和7年10月7日

①学校名:	川崎医療福祉 大学(私立)		②所在地:	岡山県倉敷市松島288番地	
③課程名:	認定看護師教育課程(B課程)感染管理分野				
④正規課程／ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	15名程度	⑥期間:	12カ月
⑦責任者:	看護実践・キャリアサポートセンター センター長 中新 美保子		⑧開設年月日:	令和6年4月5日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	感染管理分野において、(1)個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力及び高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力を育成する。(2) 看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力を育成する。(3) 看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。(4) 多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。 本課程は、公益社団法人日本看護協会が提示する感染管理認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、講義(対面授業、e-learning)、演習及び実習(臨地実習を含む)等で構成する。				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者。日本国の看護師免許を有すること。看護師免許取得後、通算5年以上の看護実務経験を有していること。通算3年以上、感染管理に関わる活動実績(感染対策委員会、ICT、リンクナース会等)を有すること。感染予防・管理において自身が実施したケア等の改善実績を1事例以上有すること。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ・施設及び地域の医療関連感染の予防・管理システムの構築のための知識、技術 ・医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠を評価し、ケアの改善に活用するための知識、技術、能力 ・医療関連感染サーベイランスの立案・実施・評価のための知識、技術 ・身体所見を病態判断し、感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与ができる知識、技術、能力 ・多職種と協働し、実践・指導・相談ができる知識、技術 (得られる能力) 感染管理分野において、(1)個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力及び高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力(2) 看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力(3) 看護職等に対しコンサルテーションを行える能力(4) 多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力				
⑭教育課程:	共通科目として厚生労働省が定める特定行為研修科目(臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、医療安全学等)に加え、認定看護師教育基準カリキュラムに定められた指導、相談、看護管理を合わせて380時間、特定行為研修区分別科目(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連)を61時間、認定看護師専門科目(学内演習、実習を含む)360時間の講義、演習、実習を通して、感染管理に関する知識の修得と高い実践能力を持つ認定看護師を養成する。				
⑮修了要件(修了 授業時数等):	①特定行為研修については厚生労働省の指定する時間数を全て満たす。演習・実習評価はC以上。認定看護師教育基準カリキュラムが定める特定行為研修の区分を修了していること。認定看護分野の講義・演習・臨地実習・統合演習における履修すべき時間数の5分の4以上の出席であること。 ②共通科目(指導・相談・看護管理)及び認定看護分野専門科目については出席、授業参加状況、筆記試験、レポート、成果発表等で評価する。各科目について履修すべき時間数の5分の4以上の出席であり、60%以上の点数で合格とする。 ③臨地実習については履修すべき時間数の5分の4以上の出席とC(助言があればできる)以上の評価を得る。 ④すべての科目、実習で合格した後、修了試験で、合計点の80%以上の得点を修めることで、課程の修了を認める。				
⑯修了時に付与さ れる学位・資格等:	履修証明書、特定行為研修修了証(厚生労働省様式6)、認定看護師教育課程(B課程)卒業証書(公益社団法人日本看護協会の認定看護師認定審査受験資格)				
⑰総授業時数:	801	時間	⑱要件該当 授業時数:	801	時間
			⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	100	%
⑳該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○
				実地	○

⑳成績評価の方法:	特定行為研修は厚生労働省の指定通りの時間数を満し、各科目の筆記試験で60%以上、各区分別実習の実習総合評価表でC評価(助言・指導のもと実施できる)以上 共通科目(指導・相談・看護管理)及び認定看護分野専門科目は、授業参加状況、筆記試験、レポート、成果発表等で評価し、60%以上 臨地実習は研修者の自己評価および指導者の評価に基づき、実習終了後に教員が総合評価を行う。評価基準「A:十分できる B:できる C:助言があればできる D:できない」のC以上 修了試験は80%以上
㉑自己点検・評価の方法:	川崎医療福祉大学は、学校教育法第109条第1項に定める評価として、自己点検・評価委員会を設置し、外部からの評価を取り入れながら、継続的・組織的に点検・評価を実施する。自己点検・評価については本学HPIにて公表する。 公益社団法人日本看護協会認定の教育機関として、協会の設置する認定看護師教育機関審査会が実施する開講翌年度の「認定確認」や資格の有効期間満了となる年度の「認定更新審査」を受審する。また、毎年、協会に定められた年次情報や変更届を提出し、承認を得る。協会から通知される修了者の認定看護師認定審査結果合格状況を公表する。各講義や教育課程修了後、研修者にアンケートを実施する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者は公益社団法人日本看護協会の認定看護師認定審査受験資格が得られるため、その合格者数(合格率)を評価することにより効果を検証する。認定看護師認定審査対策フォローアップ研修、本課程を修了した認定看護師を対象としたフォローアップ研修を実施する。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学教員と外部委員も交えた「認定看護師教育課程(B課程)教員会」を年3回程度開催し、受講決定、履修状況確認や課題解決の検討等を行っている。「認定看護師教育課程(B課程)入試委員会」を外部委員を含めて年3回程度開催し、入試問題の作成、入試審査等を行い教員会へ上申する。 (自己点検・評価) 公益社団法人日本看護協会の実施する開講翌年度の「認定確認」や資格の有効期間満了となる年度の「認定更新審査」を受審する。また、毎年、協会に定められた年次情報や変更届を提出し、承認を得る。認定看護師認定審査結果については、協会から通知される教育機関の合格状況を公表する。 川崎医療福祉大学看護実践・キャリアサポートセンター運営委員会及び認定看護師教育課程教員会(外部委員含)を組織化し、各委員会を複数回開催し、教育内容等を協議・報告する。修了者アンケート等を実施する。
㉔社会人が受講しやすい工夫:	共通科目等でeラーニングの活用、研修日以外の図書館及び教室解放、教室でのWi-Fi利用、学食等の利用。特定行為研修においては自施設実習可、修了者の場合は免除規程に基づき対応。
㉕ホームページ:	https://w.kawasaki-m.ac.jp/center/career_nc/